

和寒町のごみの費用は…



① みの排出量は？

平成十七年度の埋立ごみ・資源ごみなどあわせて千八百八tでした。これを町民一人当たりで換算すると、一年間で約二百五十七kg、一日に約七百gのごみを出していることとなります。

そのうち、リサイクルされるごみは約六百十三tで全体の五十五%となっています。

この数値がリサイクル率となり、和寒町は全道的にも上位になっています。

しかし、平成十七年度のご

和寒町のごみ排出量の推移 (単位：トン)

分類	15年度	16年度	17年度	16、17年度増減
埋立ごみ	361.7	427	460.2	33.2
生ごみ	296.6	244.8	236.7	8.1
プラスチック	50.9	52.5	50.1	2.4
カン類	37	29.5	28.2	1.3
ビン類	45.7	37.2	45.4	8.2
ペットボトル	14.6	15.2	16	0.8
紙製容器包装	26.2	28.7	29.3	0.6
ダンボール	73.4	75.2	66.2	9.0
雑誌	30.4	35.3	35.2	0.1
新聞・チラシ	69.3	68.6	64.8	3.8
牛乳パック	4.3	4.2	3.8	0.4
粗大ごみ	15.6	29.8	34.9	5.1
発泡スチロール	1.6	1.8	1.2	0.6
綿布	1.7	4.8	2.3	2.5
廃乾電池、蛍光灯	1.1	1.4	1.5	0.1
金属類	229.7	39.9	32.2	7.7
合計	1,259.80	1,095.90	1,108.00	12.1

み排出量は町民皆さんのごみ分別のご協力にもかかわらず、昨年よりも多い結果となり、埋立ごみが年を追うごとに増加している状況です。

これは、平成十四年十一月末に焼却処理を廃止した後、急激に減少した反動と、ごみ分別が始まった頃に比べ、分別に対する意識が低下していることが原因と思われます。

埋立処分場の延命化を図るためにも、下記を参考に、分別の徹底・リサイクル促進をお願いします。

埋立ごみに紙製容器包装ごみ、プラスチック容器包装ごみなどが混じっていることが多いので、分別のポイントを・・・

—プラスチック容器包装ごみ—



例：お菓子の袋、弁当の容器、レジ袋、惣菜の容器など

●例えば、サンドイッチの袋や惣菜の容器は、水洗いをしてきれいにするのが一番ですが、多少のよごれや紙、シールが付いていても、はがさずそのままプラスチック容器包装ごみとしてだしてかまいません。

●スナック菓子などの裏面が銀色の袋もプラスチック容器包装ごみでだしてください。

—紙製容器包装ごみ—



例：お菓子の箱、たばこの箱、ティッシュの箱など

② 埋立処分場はいつまで埋立できるの？

和寒町廃棄物最終埋立処分場は八億二千五百五十万円の建設費により平成十二年に完成しました。

建設当初は十年間の使用予定でしたが、町民皆さんのごみ分別の協力をはじめ、粗大ごみの処理委託(愛別町)・広域生ごみ処理場の建設などにより十年程度使用期間が延びる予定です。



② みの処理には、どれくらい費用がかかるの？

平成十七年度で約四千七百二十万円の経費がかかりました。

ごみの種類別に分けると埋立ごみ

千九百十四万円

生ごみ

千二百八十一万円

資源ごみ

千三百五十三万円

粗大ごみ他

百六十四万円

作業ごとに分けると

ごみ収集

千六百二十二万円

ごみ処理施設の維持管理

三千百八十八万円

その他、資源ごみの中間処理などに係る費用

三百六十二万円

生ごみにかかる経費は、広域処理のため剣淵町、土別市からの負担金を引いた額です。

となり、町民一人当たり年間約一万九百円の経費がかかっていることになりました。

このように、ごみ処理には多くの経費がかかりますので、ごみの減量化、リサイクルに心がけていただき、少しでもこの経費を少なくすることが、町の財政上からも大切なことです。

③ 有料化について

国（環境省）は、廃棄物などの発生・排出抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再生利用（リサイクル）による循環型社会形成の計画を策定しました。そのためのひとつとして、一般廃棄物処理の有料化により、排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革などにつながり、廃棄物の発生抑制に有効と考え、地域の実情を踏まえた有料化を推進すべき考えを示しています。

道内では、平成十六年十月現在で、家庭系ごみの一部有料化を実施している市町村は、約六十七%となっています。

和寒町は、生ごみを有料化（袋）していますが、埋立ごみ、粗大ごみについても、ごみの減量化・財政負担の軽減・負担の公平化などから、近い将来有料化も考えていかなければなりません。



不法投棄は犯罪!!

廃棄物の投棄は「廃棄物及び清掃に関する法律」により禁止されています。違反した場合は、懲役もしくは罰金に処されます。

**5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金
もしくはその両方**

ポイ捨て、レジ袋に入れたごみなどの少量でも不法投棄ですので、絶対に止めましょう。



それは、発生（事業者）・排出（町民）・処理（行政）の三者がごみへの責任を持ち、役割分担とコスト負担を明確にした協力関係（パートナーシップ）を確立することが、循環型社会に不可欠と、国でも考えているからです。しかし、有料化により、不法投棄が増えるなど、懸念されることもあります。不法投棄は、左記のとおり犯罪となります。

出したごみは最後まで責任を持ちましょう!

自分で出したごみが収集されたか確認しましょう。もし分別が守られていなくて残された場合は、きちんと分別してください。ごみステーションに残されることのないようにご協力をお願いします。また、ごみを減らすために、マイバック持参など工夫をし、どうしても出てくるごみは各家庭で正しく分別しましょう。



また、曜日間違い、収集できないごみ（ごみ分別の手引き参照）も見受けられますので、ごみ収集力レンダーと、リサイクルマークをよく見てごみを出しましょう。なお、粗大ごみはごみステーションに出せません。九月三十日に個別収集します。一週間前に事前に予約願っています。一回に五品までとなっています。

ごみ分別ルールを守って、ごみの少ないきれいな和寒町にしましょう。ごみ分別がわからないなど、分別に困ったら、「ごみ分別の手引き」を参考にしましょう。



また、分からないことがありましたら、お気軽に役場住民課環境衛生係 三二二二四二二（内線二二二・二二三）へご相談ください。また、ご要望があれば説明会も行います。